

こども園給付（仮称）と 既存の財政措置との関係等について （案）

平成23年11月24日

第16回 基本制度ワーキングチーム資料

目次

1. 私立施設に対する機関補助の在り方について
2. 幼稚園就園奨励費補助について
3. 国立施設について

※公立施設については別途検討

1. 私立施設に対する機関補助の在り方について (現状)

- 現在、私立幼稚園については私学助成(機関補助)と幼稚園就園奨励費補助(個人給付)の組み合わせにより財政措置がなされている。

<私立幼稚園の費用負担>

平成23年度予算ベース(単位:億円)

()・・・一人当たりの負担額(年額)

私立幼稚園 (園児数133万人)		
(私学助成)	国	都道府県
	300	1600
(幼稚園就園奨励費)	国	市町村
	200	400
		2400 (うち国費500)
保護者負担		3400 (26万円)

<参考:私立保育所の費用負担>

私立保育所
(園児数129万人(0~5歳))

都道府県	市町村	
1900	1900	7500 (うち国費3700) (保育所運営費)
国		3700
保護者負担		4800 (36万円)

(前提)

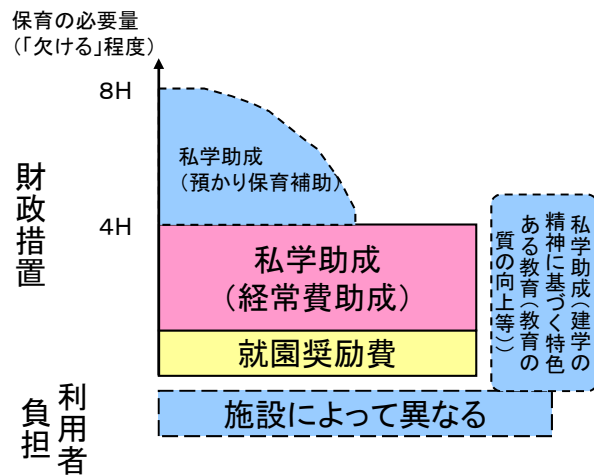
- 新システム創設後の学校教育・保育については、公的な関与の下での保護者の選択を基礎とした個人給付を基本とし、すべての子どもに学校教育・保育を保障するとともに、長期的見通しに立って学校教育・保育の質の向上を目指し安定的な施設運営を可能とする公財政措置の体系とすることが必要である。
- このため、こども園給付(仮称)においては、①地域や施設の規模に応じた価格の設定、②税制抜本改革による財源確保を前提とした給付総額の確保、③公私立で格差が生じない枠組みを基本とすることが必要である。
- 一方、教育基本法等に基づく学校教育体系に位置づけられる施設として、また、施設のエ
教育条件や経営健全性の向上など私立学校教育を振興する観点から、個人給付による
対応と合わせ、機関補助で対応する必要がある。特に私学の振興については、教育基本
法第8条において、国及び地方公共団体が、私学の自主性を尊重しつつ、助成その他の
方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない旨が規定されており、そのこ
とに十分留意する必要がある。

※ここで言う「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

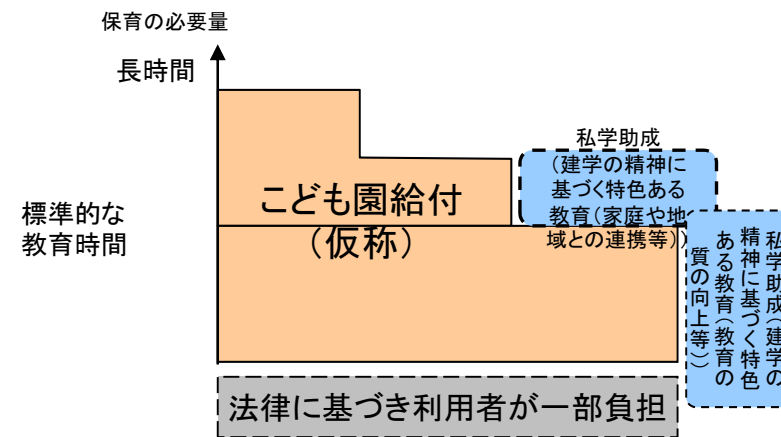
※利用者負担については、現行の利用者負担の水準を基礎としつつ、長時間利用児の利用者負担との整合性を図る。

こども園給付(仮称)と私立施設に対する機関補助(私学助成)

< 現行の私立幼稚園 >



< 新制度 >



※ 上記のほか、こども園(仮称)の指定を受けない(こども園給付を受けない)幼稚園への助成

(私立施設に対する機関補助(私学助成)の在り方(案))

(1) 対象経費

○ 個人給付であるこども園給付(仮称)での対応と合わせ、施設の教育条件や経営健全性の向上など私立学校教育を振興する観点(私立学校振興助成法第1条)から、都道府県が私立学校への助成を行う場合、国がその一部を補助することとする(私立学校振興助成法第9条)。具体的に支援すべき取組の例は以下の通り。

① 建学の精神に基づく私立施設の特色ある教育

- ・教育の質の向上を図る取組(教育指導の改善、社会の変化に応じた教育改革 等)
- ・家庭や地域との連携の下で取り組む預かり保育(保育を必要としない子どもに対する教育活動等)、子育て支援(教育機能又は施設の地域への開放 等)
- ・特別支援教育

② 教育条件の向上

- ・幼稚園教諭の一種免許状の保有促進

③ 経営健全性の向上

- ・経営改善に向けた計画の実施に対する支援

④ 指定を受けずに、これまで通り教育活動を行っている幼稚園に対する補助

等

(2) 対象法人及び対象施設

- 学校法人立幼稚園、学校法人立総合施設(仮称)及び社会福祉法人立総合施設(仮称)のうちどこまでを対象とするか、総合施設の制度設計や補助対象経費の性質に応じて検討が必要。

※補助対象施設については指定の有無を問わない。

(3) 財政措置

- (1)(2)に対する所要の財政措置を行う。

(4) その他、都道府県の判断による助成

- この他、都道府県の判断により国基準を超える助成を行うことについては妨げない。

※ 現在、私学助成については国庫補助単価＋地方交付税単価よりも高い助成を行っている都道府県が一定数存在している。

2. 幼稚園就園奨励費補助について

(1) 私立幼稚園

- 現在、私立幼稚園については、私学助成（機関補助）の他、幼稚園就園奨励費補助（個人給付）が措置されており、保護者負担の軽減が図られている。
- 私立幼稚園に通う子どもに係る幼稚園就園奨励費補助については、原則として、こども園給付（仮称）に吸収し、こども園給付（仮称）の中で、現行制度の負担水準を基本とした利用者負担設定を図ることとする。なお、指定を受けない私立幼稚園に通う子どもについては、幼稚園就園奨励費補助その他の保護者負担の軽減のための補助により対応する必要がある。

(2) 公立幼稚園

- 公立幼稚園については、運営費は一般財源により措置されているが、第2階層までを対象として幼稚園就園奨励費補助が措置されている。
- 新たな制度において、公立こども園（仮称）に通う保育の必要性の認定を受けない子どもの利用者負担について、現行制度の負担水準を基本とした利用者負担設定を図ることとする。

3. 国立施設について

- 国立大学附属幼稚園については、幼稚園教諭を国として責任を持って全国的にバランスよく育成する実習の場や先導的・実験的な研究を行う国の拠点校、地域の教育のモデル校としての役割に鑑み、文部科学省令により、国の意思として設置されているものである。
- 国立大学附属幼稚園については上記の性質に鑑み、市町村が新システム事業計画の下で地域の実情等に応じて計画的に整備する施設ではないことから、指定制及びこども園給付(仮称)の対象とせず、引き続き国立大学法人運営費交付金により財政措置することとする。

<国立大学附属幼稚園の費用負担>

平成23年度予算ベース(単位:億円) ()…一人当たりの負担額(年額)

国立大学附属幼稚園

国立大学法人 運営費交付金 11528の内数
保護者負担 5 (7万円)

(参考)私立幼稚園

国 300	都道府県 1600
国 200	市町村 400
保護者負担 3400 (26万円)	

2600
(うち国費
500)

(参考)国立大学附属幼稚園数及び園児数

出典:平成22年度学校基本調査

	国立	幼稚園全体
幼稚園数[園] (割合)	49 (0.4%)	13,392 (100%)
幼稚園児数[人] (割合)	6,215 (0.4%)	1,605,912 (100%)

※国立の保護者負担については、国立大学附属幼稚園の一人当たりの授業料(年額73200円)に園児数をかけたもの